

9 B 特例旧特定目的会社関係

別紙様式 1

[特例旧特定目的会社 資産流動化計画及び資産流動化実施計画の記載内容チェックリスト]

受付日時	年 月 日 (:)	商 号	
来局者名 TEL		担当者名 TEL	

I. 資産流動化計画の記載内容

項 目	関連条文	審 査 す る 内 容	チェック欄
計画期間	会社法整備 法第230条⑪ — 政令第2条 内閣府令第 5条一	指名金銭債権及び指名金銭債権を信託する 信託の受益権の場合は20年以内、これら以外 の場合は50年以内の期間で定められているか 。	
	内閣府令第5 条二	業務開始期日として定める年月日又は登録 年月日が当該開始期日より遅くなる際に、 当該登録年月日を開始期日とする場合はそ の旨について記載又は記録（以下「記載」 という。）があるか。	
	内閣府令第5 条三	計画期間の延長又は短縮を予定する旨の記 載又は記録がある場合には、以下の事項につ いて審査するものとする。	_____
	内閣府令 第5条四イ	利害関係を有する資産対応証券の保有者 及び特定社債管理者（以下「資産対応証券 保有者等」という。）が、計画期間の延長又 は短縮の決定を、自らの判断に基づき行う ことを確保するための手続について記載が あるか。	
	内閣府令 第5条四ロ	利害関係を有する資産対応証券保有者等 が、事前に十分な時間的余裕をもって当該 決定が行われること及びその内容を知るこ とを確保するための方法について記載が あるか。	

項 目	関連条文	審査する内容	チェック欄
	内閣府令 第5条四ハ	当該決定に反対する優先出資社員にその保有する優先出資の買取請求権を認める場合はその旨について記載があるか。	
優先出資の発行等に関する事項	会社法整備法第230条 ⑪ニイ	優先出資を発行する場合には、以下の事項について審査するものとする。	_____
	内閣府令 第6条 新法第206条 規則第92条	①総額及び種類ごとの総額、②優先出資の内容、③新法第47条に規定する優先出資の消却を行う旨その他の消却に関する事項、④発行時期、⑤各発行ごとの発行口数、⑥各発行により調達される資金の用途について記載があるか。 また、種類等を異にする債券の発行を予定する場合は、規則第92条の規定に留意するものとする。	
	内閣府令 第6条	上記②、③及び⑤の事項につき変更の予定がある場合には、その旨、その変更を行うための要件又は手続き及び変更した内容を利害関係を有する資産対応証券保有者等へ周知する方法について記載があるか。 上記④及び⑥の事項の内容が確定されていない場合は、その内容を確定するための要件又は手続き及び確定した内容を利害関係を有する資産対応証券保有者等へ周知する方法について記載があるか。	
特定社債の発行等に関する事項	会社法整備法第230条 ⑪二ロ	特定社債を発行する場合には、以下の事項について審査するものとする。	_____
	内閣府令 第7条	①総額、②特定社債の内容、③発行時期、④各発行ごとの発行価額、⑤各発行により調達される資金の用途、⑥信用補完又は流動性補完の概要、⑦元本の償還及び利息の支払の方法及び期限、⑧期限前償還を予定する場合はその内容、⑨特定社債管理者又は信託会社(物上担保が付き	

項 目	関連条文	審査する内容	チェック欄
	新法第206条 規則第92条 内閣府令第7条	<p>れる場合に限る。)の商号又は名称について記載があるか。</p> <p>また、種類等を異にする債権の発行を予定する場合は、規則第92条の規定に留意するものとする。</p>	
特定短期社債の発行等に関する事項	会社法整備法第230条 ⑪二ハ 新法第2条 ⑧	特定短期社債を発行する場合には、新法第2条第8項に規定する要件のほか、以下の事項について審査するものとする。	_____
	内閣府令第8条 新法第148条 規則第92条 内閣府令第8条	<p>①限度額、②特定短期社債の内容、③発行時期、④各発行ごとの発行価額、⑤各発行により調達される資金の用途、⑥信用補完又は流動性補完の概要、⑦元本の償還及び利息の支払の方法及び期限、⑧期限前償還を予定する場合はその内容について記載があるか。</p> <p>また、新法第148条及び種類等を異にする債券の発行を予定する場合は、規則第92条の規定に留意するものとする。</p>	
	内閣府令第8条	<p>上記②～⑧の事項につき内容が確定されていない場合は、その内容を確定するための要件又は手続及び確定した内容を利害関係を有する資産対応証券保有者等へ周知する方法について記載があるか。</p>	
特定約束手形の発行等に関する事項	会社法整備法第230条 ⑪二ニ	特定約束手形を発行する場合には、以下の事項について審査するものとする。	_____
	内閣府令第9条	<p>①限度額、②特定約束手形の内容、③発行時期、④各発行ごとの発行価額、⑤各発行により調達される資金の用途、⑥信用</p>	

項 目	関連条文	審査する内容	チェック欄
	<p>規則第91条</p> <p>内閣府令9条</p>	<p>補完又は流動性補完の概要、⑦償還の方法及び期限、⑧期限前償還を予定する場合はその内容について記載があるか。</p> <p>また、会社法整備法第233条第34項において読み替えて適用する新法第205条及び規則第91条第1号及び第2号口の規定に留意するものとする。</p> <p>上記②～⑧の事項の内容が確定されていない場合は、その内容を確定するための要件又は手続及び確定した内容を利害関係を有する資産対応証券保有者等へ周知する方法について記載があるか。</p>	
<p>特定資産（従たる特定資産を除く。）の取得に関する事項</p>	<p>会社法整備法第230条⑪三 内閣府令第10条一イ</p> <p>内閣府令第10条一ロ</p> <p>内閣府令第10条一ハ</p> <p>内閣府令第10条一二</p> <p>内閣府令第10条三・四</p>	<p>【特定資産が不動産である場合】 不動産の所在、地番（確定していない場合は、所在する市町村（東京都の特別区を含む。））その他当該不動産を特定するために必要な事項、その主たる用途及び面積、担保の設定状況並びに譲渡人に関すること（不動産が複数の場合は、各不動産ごと）について記載があるか。</p> <p>【特定資産が指名金銭債権である場合】 債権の種類、構成、担保又は保証の設定状況、譲渡人その他の属性に関することについて記載があるか。</p> <p>【特定資産が信託の受益権である場合】 当該信託に係る信託財産に関する上記に掲げる事項並びに当該信託の受益権の内容及び譲渡人に関することについて記載があるか。</p> <p>特定資産（信託受益権である場合は、信託財産である不動産、指名金銭債権を含む。以下、取得に関する事項において同じ。）の権利の移転（特定資産の譲渡に係る第三者対抗要件の具備又は買戻特約の設定状況を含む。）に関することについて記載があるか。</p> <p>取得予定時期及び取得予定価格（特定資産が確定している場合には、価格につき調査した結果等（新法第40条第1項第7号又は次の事項を含む。））について記載があるか。</p>	

項 目	関連条文	審査する内容	チェック欄
	内閣府令第10条四イ	特定資産が新法第40条第1項第8号イ又は第122条第1項第18号イに掲げる資産であるときは、新法第40条第1項第8号イ又は第122条第1項第18号イに規定する当該資産に係る不動産の鑑定評価の結果	
	内閣府令第10条四ロ	特定資産が新法第40条第1項第8号ロ又は第122条第1項第18号ロに掲げる資産であるときは、新法第40条第1項第8号ロ又は第122条第1項第18号ロに規定する当該資産の価格につき調査した結果	
	内閣府令第10条五	上記の事項の内容が確定されていない場合には、その内容を確定するための要件又は手続及び確定した内容を利害関係を有する資産対応証券保有者等へ周知する方法について記載があるか。	
	内閣府令第10条六	取得が予定時期から遅れて行われることが確定した場合にその旨を速やかに利害関係を有する資産対応証券保有者等へ周知する方法並びに取得を中止する場合は、その要件又は決定の手続及び当該決定を利害関係を有する資産対応証券保有者等へ周知する方法について記載があるか。	
特定資産の管理及び処分に関する事項	会社法整備法第230条⑪四 内閣府令第11条一	特定資産(従たる特定資産を除く。)の管理及び処分(以下「管理等」という。)に係る業務の受託者又は受託予定者の商号又は名称、営業所又は事務所の所在地その他のこれらの者に関する事(これらの者が確定していない場合は、受託者として求められる要件)について記載があるか。	
	内閣府令第11条二	受託者に委託する予定の業務の種類、内容及び資産対応証券保有者等の利害に関する事項(取得される特定資産(従たる特定資産を除く。)が指名金銭債権の場合はその回収の方法、特定資産(従たる特定資産を除く。)として取得される不動産を開発する場合はその開発の予定期間及びその開発内容を含む。)についての記載があるか。	

項 目	関連条文	審査する内容	チェック欄
	内閣府令第11条三	上記の事項の内容が確定されていない場合は、その内容を確定するための要件又は手続及び確定した内容を利害関係を有する資産対応証券保有者等へ周知する方法について記載があるか。	
その他特定資産の流動化に係る業務に関する基本的な事項	会社法整備法第230条⑪五 内閣府令第12条一	資産流動化計画の概要について記載があるか。	
	内閣府令第12条二・三	計画期間中に2以上の資産対応証券の発行を予定する場合は、その内容（発行を予定する資産対応証券の種類、優先的内容、発行時期及び償還時期を含む。）についての記載があるか。 また、その内容が確定されていない場合は、その内容を確定するための要件又は手続及び確定した内容を利害関係を有する資産対応証券保有者等へ周知する方法について記載があるか。	
	内閣府令第12条四・五 新法第211条規則第94条	資金の借入れを予定する場合はその旨及びその内容（借入金額、借入時期、借入期間、借入資金の用途及び借入れに対する担保設定を含む。）並びに借入限度額について記載があるか。 また、会社法整備法第233条第35項において読み替えて適用する新法第211条の規定及び平成18年内閣府令第49号附則第10条第3項において読み替えて適用する規則第94条の規定に留意するものとする。	
	内閣府令第12条六	資金の借入れの内容が確定されていない場合は、その内容を確定するための要件又は手続及び確定した内容を利害関係を有する資産対応証券保有者等へ周知する方法について記載があるか。	
	内閣府令第12条七	借入れを行う時点で予定する一定の期間内に、資産対応証券の発行により当該借入れの	

項 目	関連条文	審査する内容	チェック欄
		<p>弁済に足る資金の調達が行われないことが確定した場合には、速やかに利害関係を有する資産対応証券保有者等へ周知する方法及び当該借入れに関するその後の対応を決定するための要件又は手続について記載があるか。</p>	
	<p>内閣府令第12条八・九</p>	<p>特定資産(従たる特定資産を除く。)を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供することを予定する場合はその旨及びその内容について記載があるか。</p> <p>また、その内容が確定されていない場合は、その内容を確定するための要件又は手続及び確定した内容を利害関係を有する資産対応証券保有者等へ周知する方法について記載があるか。</p>	
	<p>内閣府令第12条十</p>	<p>優先出資の総額、特定社債の総額、特定短期社債の限度額、特定約束手形の限度額又は借入限度額の変更の決定を行う場合には、以下の事項について審査するものとする。</p>	
	<p>内閣府令第12条十イ</p>	<p>当該決定を行う予定がある場合はその旨について記載があるか。</p>	
	<p>内閣府令第12条十ロ</p>	<p>資産対応証券保有者等であって、当該決定について利害関係を有するものが、当該決定を自らの判断に基づき行うことを確保するための手続について記載があるか。</p>	
	<p>内閣府令第12条十ハ</p> <p>内閣府令第12条十二</p>	<p>利害関係を有する資産対応証券保有者等が、事前に十分な時間的余裕をもって当該決定が行われること及び当該決定の内容を知ることを確保するための方法について記載があるか。</p> <p>当該決定に反対する優先出資社員にその保有する優先出資の買取請求権を認める場合はその旨について記載があるか。</p>	
	<p>内閣府令第12条十一</p>	<p>発行される優先出資又は特定社債(以下「優先出資等」という。)の取得の申込みの勧誘が金融商品取引法第2条第3項第2号ロ(少数人数私募)に該当する場合には、資産流動化計画及び資産流動化実施計画を新法</p>	

項 目	関連条文	審査する内容	チェック欄
		第40条第1項に規定する通知又は新法第122条第1項に規定する通知をするときに交付する旨について記載があるか。	
	内閣府令第12条十二	資産流動化計画に記載され又は記録される事項のうち、発行される資産対応証券に関する事項の内容を確定するための手続は当該発行が行われる前に行うものとし、かつ、一定の方法で速やかに確定した内容の周知を図る旨について記載があるか。	
	内閣府令第12条十三	定款に資産流動化計画に基づく業務が終了した後、他の資産流動化計画に基づく業務を行う旨の定めのある第一種特定目的会社が特定社債及び特定約束手形に係る債務の履行を完了する場合又はその資産流動化計画に優先出資の消却を行う旨の定めのある第二種特定目的会社が優先出資の消却を完了する場合において、残存する財産を特定社員と資産対応証券を保有する者との間で分配する方法について記載があるか。	
	内閣府令第12条十四	外国為替相場変動による影響、特定資産の流動化に係る法制度の概要、特定資産の流動化に係るデリバティブ取引の利用の方針その他の一般投資者保護の観点から記載が必要な事項について記載があるか。	

II. 資産流動化実施計画の記載内容

項 目	関連条文	審査する内容	チェック欄
記載事項	会社法整備法第230条 ^⑭ 内閣府令第14条	資産流動化実施計画（以下「実施計画」という。）の記載又は記録事項については、以下の事項について審査するものとする。	_____
	内閣府令第14条一	第6条から第9条までに掲げる資産対応証券に係る事項の確定した内容（第6条第8号、第7条第10号、第8条第9号又は第9条第9号に掲げる要件又は手続に従い確定した内容を含む。）について記載があるか。	

項 目	関連条文	審 査 す る 内 容	チェック欄
	内閣府令第14条二	第10条に掲げる特定資産の取得に関する確定した内容(第10条第5号に掲げる要件又は手続に従い確定した内容を含む。)について記載があるか。	
	内閣府令第14条三	第11条に掲げる特定資産の管理等に関する事項の確定した内容(第11条第3号に掲げる要件又は手続に従い確定した内容を含む。)について記載があるか。	
	内閣府令第14条四	第12条第2号、第4号又は第8号に掲げる事項が確定されていない場合であって、同条第3号、第6号又は第9号に掲げる要件又は手続に従いその内容が確定した場合には、その確定した内容について記載があるか。	
	内閣府令第14条五～七	実施計画の直近の変更年月日、資産流動化計画において実施計画に記載し、又は記録することが定められている事項及び附帯業務に関することについて記載があるか。	

特例旧特定目的会社登録証明書

年 月 日

財務（支）局長 殿

申請者 商号又は名称
代表者の氏名

印

下記のとおり、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第230条第2項の規定により登録を受けて いる
いた ことを証明願います。

使 用 目 的	
提 出 先	

記

商号又は名称	
代表者の氏名	
申請者の住所	
登録年月日	年 月 日
登録番号	財務（支）局長（ ）第 号
廃業又は登録 取消年月日	年 月 日
上記のとおり相違ないことを証明する。 年 月 日 財務（支）局長 印	

特例旧特定目的会社登録簿縦覧申請書

年 月 日

財務(支)局長 殿

縦覧の目的			
登録番号	特例旧特定目的会社の商号	貸出印	返却印

上記特例旧特定目的会社登録簿を縦覧したいので申請します。

申請者氏名 _____

住所 _____

電話番号 () - _____

職業 _____

貸出	時	分
返却	時	分

特例旧特定目的会社の登録状況に係る報告

（ 年 月 日～ 年 月 日）

財務（支）局

前回報告時の登録件数	当該期間中の移動状況	年3月（又は9月）末 現在の登録件数
	登録取消件数	
件	件	件

特例旧特定目的会社の特定資産残高等報告

（ 年 月 日～ 年 月 日）

財務（支）局

（単位：百万円）

項 目	前 年 報 告 時	今 回 報 告 時	増 減
特定資産残高			
指名金銭債権			
不 動 産			
信託の受益権			
資産対応証券残高			
特定約束手形			
特 定 社 債			
優 先 出 資			

（注）「前年報告時」とは、今回報告の対象となった期間（4月から9月までの間又は10月から翌年3月までの間）の1年前の同じ期間に係る報告の金額を記載するものとする。